

## 「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」の 一部変更について

### 1. 背景

令和 5 年通常国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 5 年 4 月 28 日に公布された。

改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）における道路運送高度化事業に関する内容については、改正法公布後 3 か月以内に施行することとされているところ、これに伴い、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成 26 年総務省・国土交通省告示第 1 号）について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

改正法による道路運送高度化事業の拡充を踏まえ、基本方針に定める道路運送高度化事業に関する留意事項について、以下のとおり必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。

- ・ 地域交通法第 2 条第 7 号ロに掲げる事業については、単に新技術を導入するだけでなく、地域のニーズや課題に的確に対応し、かつ、運送サービスの質の向上が図られるものとなるよう、地方公共団体等とも十分に連携することが望ましいこと。
- ・ 地域交通法第 2 条第 7 号ハに掲げる事業については、電気自動車は、走行時において二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないことから地域の脱炭素化につながることはもとより、騒音及び振動の程度が低く、かつ、転倒防止につながる優れた加減速性能を有する、利便性及び安全性の観点からも優れた移動手段であり、その静穏性を活かして観光地等における魅力的な移動手段となることも想定されるなど、地域全体の価値向上につながることを期待され、その導入する路線等の検討に当たっては、こうした走行特性や航続距離なども踏まえることが重要であること。

### 3. スケジュール

公 布：令和 5 年 6 月 30 日

施 行：改正法の一部の施行の日（令和 5 年 7 月 1 日）

（備考）

- ・ 本基本方針は、総務省との共管命令である。